

破碎業の変更届出について

下表の内容に変更があった場合には、破碎業変更届出書（様式第十一）に変更の内容を記載し、必要な書類を添付の上、変更があった日から30日以内に管轄の保健所まで提出してください。

なお、事業範囲の変更については、事前に変更許可が必要となりますのでご注意下さい。

変更事項	添付書類
氏名又は名称、住所、代表者の氏名	個人の場合：住民票の写し（※1） 法人の場合：定款又は寄付行為の写し 登記事項証明書（商業登記簿謄本、※2） (履歴事項全部証明書を添付願います。) 個人・法人共通：誓約書（要領様式第1、※3）
事業所の名称	○誓約書（要領様式第1、※3） ○許可証の写し
事業所の所在地又は事業の用に供する施設	○変更に係る事業の用に供する施設（積み替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（当該変更した施設が廃棄物処理法第15条第1項又は、第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設である場合は不要） ○上記施設の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること）を証する書類 ○誓約書（要領様式第1、※3） ○許可証の写し
法人の場合で、役員の氏名又は住所	○変更に係る役員の住民票の写し（※1） ○変更に係る役員の精神機能の障害の有無を判断するための書類（※4） ○法人の登記事項証明書（商業登記簿謄本、※2） (履歴事項全部証明書を添付願います。) ○誓約書（要領様式第1、※3）
使用人の氏名又は住所	○変更に係る使用人の住民票の写し（※1） ○変更に係る使用人の精神機能の障害の有無を判断するための書類（※4） ○誓約書（要領様式第1、※3）
未成年者の場合で法定代理人の氏名、住所	○住民票の写し（※1） ○変更に係る使用人の精神機能の障害の有無を判断するための書類（※4） ○誓約書（要領様式第1、※3）
法人の場合で、発行済み株式の100分の5以上の株式を有する株主、又は出資の額の100分の5以上の額に相当する額の出資者の氏名又は住所	○変更に係る株主の有する株式の数を記載した書類 ○変更に係る出資者のなした出資の金額を記載した書類 ○変更に係る株主又は出資者の住民票の写し（※1） ○変更に係る株主又は出資者の精神機能の障害の有無を判断するための書類（※4） ○誓約書（要領様式第1、※3）

※1 住民票の写し

原本であり、本籍地（外国人の場合は国籍等）の記載がある、発行日から3ヶ月以内のもの。

※2 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

原本であり、発行日から3ヶ月以内のもの。

※3 誓約書

自動車リサイクル法45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面。要領様式第1を使用してください。

※4 精神機能の障害の有無を判断するための書類

成年被後見人又は被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書の原本（発行日から3ヶ月以内のもの）、精神機能に係る医師の診断書（発行日から3ヶ月以内のもの）又はその他業務を行うことに支障の無いことを示す書類のいずれか。